

# 新たな産業廃棄物最終処分場整備について

# ～茨城県から日立市民の皆様へ～

令和3年4月 茨城県

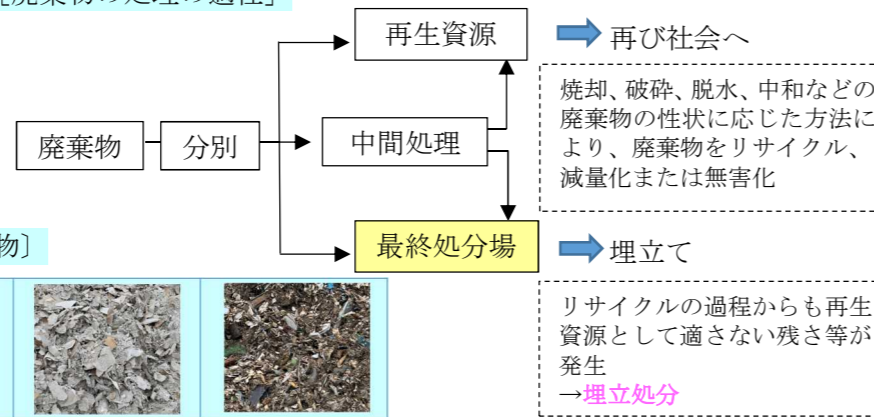
## 1 最終処分場は、県内産業の発展や県土の保全のために不可欠な施設です

- ・県では、行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が連携して、廃棄物の排出をできるだけ抑制する（リデュース）、廃棄物となったものをできるだけ再使用する（リユース）、さらに、再生して利用する（リサイクル）という3R（スリーアール）を展開し、「循環型社会の形成」を推進しています
- ・しかし、廃棄物を焼却した際に発生する灰や家屋解体で発生する石こうボードなど、どうしてもリサイクルできない廃棄物については、最終処分場に埋立処分することになります
- ・最終処分場がないと、廃棄物は行き場を無くしてしまい、不法投棄にもつながりますので、廃棄物を適正処理するための最終処分場が県内産業の発展や県土の保全のために不可欠となっています

### 【廃棄物の種類】

- ・家庭や会社の事務室などから出る廃棄物 ⇒ 一般廃棄物
- ・工場や工事現場などの事業活動によって出る廃棄物 ⇒ **産業廃棄物**

### 【廃棄物の処理の過程】

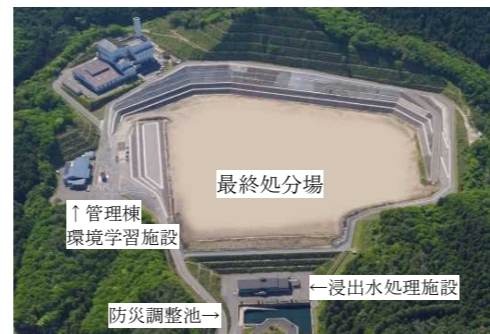


### 【最終処分（埋立て）される主な産業廃棄物】



## 2 県公共関与の新たな最終処分場が必要となっています

- ・最終処分場は、住民の信頼を得ることが困難であることや、建設、埋立、埋立終了後の維持管理など、長期間にわたる事業であり、民間による設置が困難な状況です
- ・県が公共関与の産業廃棄物最終処分場として整備した「エコフロンティアかさま」は、埋立進捗が令和元年度末で約7割と進み、現状のまま推移すれば、県内における産業廃棄物最終処分場の埋立容量が近い将来にひっ迫することは必至の状況です
- ・県内産業の安定した経済活動を支えるため、エコフロンティアかさまの後継施設として新たな最終処分場の整備を進めていきます  
〔整備目標年度：令和7年度中〕



<エコフロンティアかさま>

## 3 選定にあたり、立地条件を客観的・科学的に検討しています

- ・県内全域を対象とした候補地から、外部有識者で構成した「あり方検討委員会」で検討を重ね、客観的・科学的に整備可能地を3箇所まで絞り込み、選定しました
- ・更に、県幹部で構成する候補地選定会議により、自然環境及び生活環境への影響や事業効率性の観点から評価し、最も処分場整備に適している「日立市諏訪町 日立セメント太平田鉦山跡地」を整備候補地として決定しました

## 4 エコフロンティアかさまでの実績を踏まえ、安全・安心な最終処分場とします

◎安全・安心な施設整備を進めるため、処分場の地質・廃棄物工学等の専門家などで構成する基本計画策定委員会を設置し、地域の声を踏まえた基本計画を策定していきます

### (1) 地下水汚染を防止するために十分な対策を講じます

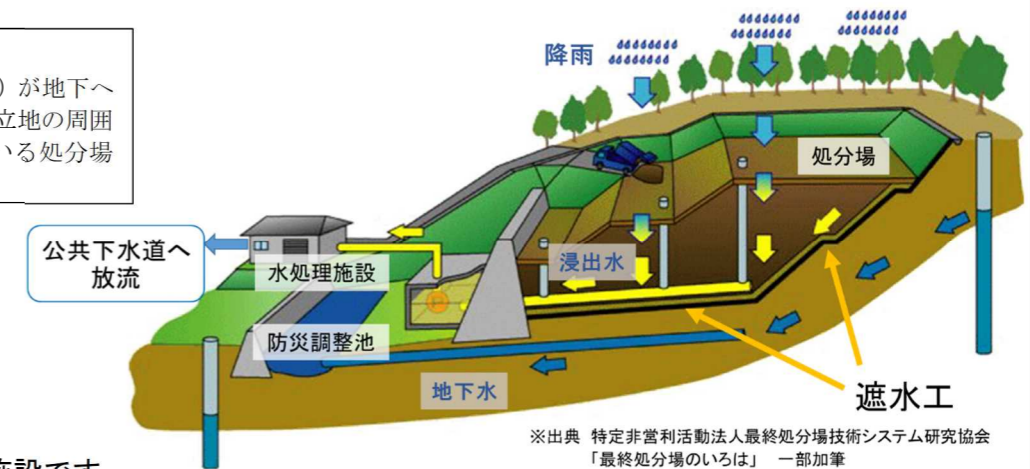
- 浸出水の汚染リスクを低減します
  - ・受入れる廃棄物は、法令よりも厳しい自主受入基準を設定しますので、埋立地に浸透した雨水（浸出水）は、きわめて低い濃度になります（悪臭の原因となる腐敗物を含む廃棄物は受入れません）
- 浸出水を下水道に放流します
  - ・処分場からの浸出水は、処分場敷地内に設置する「浸出水処理施設」に貯留し、浄化処理した後、公共下水道（池の川処理場）に放流します。鮎川には、廃棄物に触れた浸出水は放流しません

### (2) 施設の安全性をより高めるため、最新の技術を導入していきます

- ・遮水構造や漏水検知システムについては、最新の技術の導入を含めて検証します
- ・埋立地外に降った雨水を貯留する防災調整池については、近年多発している豪雨災害の状況等を十分考慮した施設規模としていきます
- ・受入廃棄物の検査体制については、最新の技術等を活用した検査システムの導入を検討していきます

### 【管理型最終処分場とは】

廃棄物中に浸透した雨水（浸出水）が地下へ浸透しないよう遮水工を講じ、埋立地の周囲に影響を与えないよう管理している処分場です



※出典 特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会「最終処分場のいろは」 一部加筆

### (3) 周辺環境への汚染はない施設です

- ・現処分場のエコフロンティアかさまでは、これまで国の基準以上の遮水工や、適切な管理システムにより運営を行っており、地下水や周辺環境の汚染はありません
- ・工事着工前から周辺環境のモニタリングを実施し、皆様に情報を開示します
- ・公共関与の処分場として、県の責任において、将来にわたる安全性などについて十分検討した上で、周辺環境対策や跡地利用までを含めた基本計画を策定し、それに基づく整備を行います  
整備後も、最終処分場の廃止まで、県が責任を持って管理運営を行っていきます

### (4) 焼却施設などの中間処理施設は設置しません

- ・中間処理施設は県内民間事業者による整備・運営が図られており、公共関与による施設整備の必要性が認められないため、整備しないことを県の方針とし、今後、市との協議や基本計画策定委員会での検討を経て決定していきます

### (5) 放射性廃棄物は受入れません

- ・福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した指定廃棄物は、現在、それぞれの市町村において安定的に分散保管されており、受入れはしません

## 5 新たな搬入ルートとして新設道路を整備します

- ・当初、想定搬入ルートとして「国道6号油繩子交差点～梅林通り～県道37号」としていましたが、昨年6月から8月の住民説明会において、皆様から「油繩子交差点から梅林通りのルートは搬入車両を通行させずに、新たな搬入ルートを整備すべき」という多くのご意見をいただきました
- ・このため、一般車も通行できる新たな搬入ルートとして、山側道路から県道37号までを結ぶ新設道路を整備することとします
- ・原則として、この新設道路が開通するまでは、新処分場への搬入は行いません
- ・新設道路へは、大みか町6丁目交差点から山側道路を通って入ります
- ・油繩子交差点、梅林通りからの処分場への搬入は行いません
- ・新設道路入口から常陸多賀駅入口交差点までの間は搬入車両は通行しません
- ・中丸団地入口付近の通学路との交差部分については、立体交差による整備を検討します
- ・詳細なルートについては、今後、現地調査・測量・設計をした上で決定していきます



【参考】新処分場への搬入台数（想定） ※エコフロンティアかさまの実績からの推定

☆1日80台程度（往復160台程度）

☆各方面ごとの搬入台数

- ・南側方面から 70台/日程度（国道6号北上又は日立南太田IC～大みか町6丁目～山側道路～新設道路）
- ・北側方面から 8台/日程度（国道6号南下又は日立南太田IC～大みか町6丁目～山側道路～新設道路）
- ・西側方面から 2台/日程度（国道349号～県道37号）

## 6 交通安全対策を講じます

### (1) 交通安全対策・渋滞対策

- ・地域の交通安全、渋滞対策として、油繩子交差点改良（右折レーン延長・設置）や県道37号等の片側歩道整備（ふれあい橋付近～諏訪の水穴～整備候補地）を行います  
〔油繩子交差点、梅林通りから処分場への搬入は行いません〕
- ・整備候補地から大平田集会所付近まで、急カーブなどの局部改良を行います

### (2) 建設中の工事車両対策

- ・工事車両台数については、新処分場の具体的な施設構造等が決まっていないため、正確な台数は算出できていませんが、土砂の切盛りの工夫（敷地内で切盛り土砂の利用）などにより、工事車両台数を減らし、既存の交通への影響を低減し、交通安全対策を図ってまいります
- ・処分場建設の工事車両については、通勤・通学時間を避けることや、安全運転の徹底をまいります

## 7 地域に貢献できる施設づくりをしていきます

### ◎新処分場の併設施設として環境学習施設をつくります

- ・市民の皆様へ、日立市の自然や資源循環の取り組みなど環境に対する理解を深めていただく環境学習の場を造っていきます
- ・諏訪梅林、鮎川、かみすわ山荘などの周辺環境とも連携した、環境都市宣言をしている日立市にふさわしい環境学習施設を目指します

### ◎地域振興策を実施していきます

- ・住民の皆様の交通安全対策としまして、油繩子交差点の改良や県道37号等への歩道設置・局部改良を行います
- ・大平田地区では、住民の意見も踏まえた上で、上下水道を整備してまいります
- ・地元の皆様により暮らしやすい地域になったと思っただけのよう、生活環境の向上に必要なインフラ整備や諏訪梅林などの地域資源を活用した周辺地域の整備など、地域振興につながる取り組みを進めてまいります



新たな最終処分場の整備に当たり、環境へ配慮した施設整備・運営に最大限努めてまいりますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします